

令和2年3月19日

産業建設常任委員会

委員長 中 村 博 行 様

産業建設常任委員 藤 岡 修 美



修正案の提出について

山陽小野田市議会会議規則第100条の規定により、下記のとおり修正案を提出します。

記

1 件 名 議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案

2 修正案 別紙のとおり

議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案

議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例を次のように修正する。

第8条に次の1号を加える。

(4) 附属営業人 市長の許可を受け、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便宜を提供するため、市場内の店舗その他の施設において業務を営む者をいう。

第33条第1項中「、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便宜を提供するため」を削り、「市場内の店舗その他の施設において」を「附属営業人として」に改める。

第52条第1項及び第58条第1項中「速やかに」を「7営業日以内に」に改める。